

反省？

更生には反省が必要か

司法・社会福祉・当事者の視点から考える反省と更生



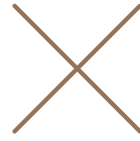
森久 智江

立命館大学法学部 教授



水藤 昌彦

山口県立大学社会福祉学部 教授



五十嵐 弘志

特定非営利活動法人
マザーハウス 理事長

2023年2月18日(土) 14時00分～17時00分 (13時30分開場)

会場：聖イグナチオ教会内・ヨセフホール (定員100名)

東京都千代田区麹町6-5-1 JR中央線/東京メトロ丸の内線・南北線 四ツ谷駅徒歩1分 上智大学手前

二度と同じ過ちを犯さぬよう反省しなければならない。多くの人がそう考えるのではないのでしょうか。家庭でも学校でも、間違いを犯せば反省させられる(反省を求める)と思います。

しかし、臨床教育学博士で累犯受刑者の更生支援にも尽力された、故・岡本茂樹氏は、著書『反省させると犯罪者になります』(新潮新書、2013)で、『犯罪者に即時に「反省」を求めると、彼らは「世間向けの偽善」ばかりを身に付けてしまう。犯罪者を本当に反省に導くのならば、まずは「被害者の心情を考えさせない」「反省は求めない」「加害者の視点で考えさせる」方が、実はずっと効果的なのである』(新潮新書『反省させると犯罪者になります』内容説明より抜粋)と提言しています。

刑務所での反省は更生に繋がっているのでしょうか。「反省=更生」なのでしょうか。

司法と福祉及び当事者の目線での反省と更生とは。会場の皆様とも議論できればと思います。

水藤昌彦 教授

山口県立大学社会福祉学部教授。専門は司法福祉、フォレンジック・ソーシャルワーク、刑事政策。
(略歴)2001年からビクトリア州政府ヒューマン・サービス省にて、障害のある犯罪行為者への対応などに関わる。
2008年より社会福祉法人北摂杉の子会勤務を経て、2011年山口県立大学社会福祉学部准教授。2017年より現職。
独立行政法人国立のぞみの園参事を兼務。
(著書)主な共編著書に『当事者と援助者の「共助する関係」—刑事司法領域における対人援助の基本』(現代人文社、2020年)、『「司法と福祉の連携」の展開と課題』(現代人文社、2018年)など。

森久智江 教授

立命館大学法学部教授。専門は犯罪学、少年法、刑事訴訟法。
(略歴)九州大学法学研究院助教、立命館大学法学部准教授を経て、2017年より現職。犯罪をした人の社会復帰と犯罪現象に向き合う社会のあり方について、Restorative Justice(修復的司法)観点から研究。近年は主に犯罪をした障がいのある人への対応に重点をおいて研究を続けている。
(著書)主な共著として、『「司法と福祉の連携」の展開と課題』(現代人文社、2018)、『司法の期待に福祉はどう応えるのか～福祉の自立性と司法との連携～』(2016年、独立行政法人国立重度知的障害者施設のぞみの園)など

お問い合わせ

会長 五十嵐 弘志 (特定非営利活動法人マザーハウス理事長)

電話 080-3729-0067

メール info@motherhouse-jp.org

入場無料・申込不要
お気軽にお越しください

※席上支援金の機会がございます